

京都市告示第651号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
梨木神社	京都市上京区寺町通広小路上る染殿町680番
下御霊神社	京都市中京区寺町通竹屋町上る下御霊前町, 京都市上京区新烏丸通丸太町下る信富町324番, 324番1
愛染工房	京都市上京区中筋通大宮西入横大宮町215番, 218番
壽ビルディング	京都市下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町251番2, 251番4, 251番5, 251番6, 251番7, 252番2
日本聖公会 京都聖三一教会	京都市中京区聚楽廻中町45番1, 45番2
室賀邸	京都市山科区小山北林町36番5

(都市計画局都市景観部景観政策課)